

会 則（例）

（名称および事務所）

第1条 この会は、教室といい事務所を会長宅におく。

（目的）

第2条 この会は、を通じて知識、技能を修得しながら、自己実現を求めると共によりよい地域文化の向上を目指すことを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的達成のために次の事業（学習活動）を行う。

- （1）自らの知識、技能を高めるための学習活動
- （2）会員相互の親睦、交流を図る活動
- （3）地域文化の向上を図るための活動
- （4）その他必要と認める活動

（会員）

第4条 この会は、趣旨に賛同するものをもって組織する。

（役員）

第5条 この会に次の役員をおく。

会長 1人 庶務会計 1人

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- （2）庶務会計は、事務を行い、会計事務を処理する。

（学習会及び会議）

第8条 この会の学習会及び会議は、次のとおりとし、会長がこれを開く。

総会（全体会議）、学習会、研修会

（講師の招へい）

第9条 この会は、会員の学習深化を図るために講師及び助言者を招へいすることができる。

（経費）

第10条 この会の経費は、次のとおりとする。

- （1）会費 月
- （2）その他

（会計年度）

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

（細則）

第12条 この会の運営に必要な事項は、別に定める。

付則 この会則は、令和 年 月 日から施行する。